

## 平成 29 年度松江歴史館 博物館実習実施要項

- 1 目的 博物館学芸員を志す者を当館に受け入れ、業務に関わる実習を通して、歴史系博物館の職務を指導し、博物館学芸員の育成を行う。
- 2 実習期間 平成 29 年 8 月 21 日（月）～27 日（日）の 6 日間  
（8 月 24 日〔木〕は休日とする）
- 3 時間 午前 10 時～午後 5 時
- 4 実施場所 松江歴史館（島根県松江市殿町 279 番地）
- 5 受け入れ人数 2 人
- 6 対象 下記の条件を満たす者。
  - (1) 学芸員の資格取得に意欲があり、博物館への就職を希望する者。
  - (2) 大学・大学院からの正式な博物館実習申込書が提出できること。
  - (3) 当館が指定した全日程に出席できること。
- 7 申込方法 提出書類を松江歴史館（博物館実習担当）へ持参または送付。
- 8 提出書類
  - ① 博物館実習申込書（書式 1-1）—大学記入（申請時）
  - ② 博物館実習希望者調査票（書式 1-2、1-3）—実習生記入（申請時）
  - ③ 博物館実習に関する覚書（書式 2-1）—大学作成（受入決定後提出）
  - ③ 誓約書（書式 2-2）—実習生記入（受入決定後提出）
- 9 書類提出期限 平成 29 年 4 月 28 日（金）必着
- 10 その他
  - (1) 実習中の事故等が生じた場合、その責は本人及び所属大学が負うものとする（「賠償責任保険」「傷害保険」への加入）。
  - (2) 実習教材費として実費を徴収することがあるが、これ以外の費用負担はない。
  - (3) 実習期間中、実習生として不適切な行動（遅刻、無断欠席、服装や実習態度の不良など）があった場合、実習を取り消すことがある。
  - (4) 実習終了後、当館では、実習終了の認定および簡単な成績評価のみを行う。
  - (5) 松江歴史館には駐車場はない（駐輪場はある）。各自で交通手段を確保すること。実習に伴う交通費の支給は一切ない。
  - (6) 昼食は決められた時間に各自でとること。弁当などを食べる事が出来る場所は提供する。松江歴史館周辺で食事が出来る場所は少ない。
  - (7) 謝礼等は不要。受け取らない。
- 11 申し込み先 松江歴史館 担当 西島太郎  
〒690-0887 島根県松江市殿町 279 番地  
Tel 0852-55-5511 FAX 0852-32-1611

## 博物館実習応募者選考基準

応募条件を満たしている応募者のなかから、以下の基準に従い実習生を決定する。

- 1、地元出身者を優先する。
- 2、次に地元の学校を優先する。優先順位は、市内、県内、山陰地区、中国地区、全国の順とする。
- 3、2の優先順位のうち、同一順位内の複数の学校から応募があった場合、以下の順で先行する。
  - (ア) 卒業後の希望職種が博物館学芸員である者を優先する
  - (イ) 競合する各学校間の受入実習生の総数が均衡するようにする
  - (ウ) 学年が高い者を優先する

博物館実習申込書

平成 年 月 日

松江歴史館  
館長 藤岡 大拙 様

機関（大学）名

代表者

印

下記により、実習生の受け入れを申し込みます。

記

1 実習生氏名

所属 学部 学科（ 年生）

2 実習期間 日間

3 備考

## 博物館実習希望者調査票

平成 年 月 日記入

ふりがな 氏 名	年齢	性別
現住所 〒		
電話 ( )	携帯電話 ( )	
E-mail		
実習時の住所		
・ 上記現住所に同じ		
・ 帰省先など		
〒		
電話 ( )		
機関 (大学) 名		
学部・課程		
学科・専攻		
学年	(学籍番号)	
機関 (大学) 所在地		
〒		
実習担当部署		
担当者氏名		
電話 ( )		
E-mail		

<p>研究（卒論・修論）テーマ</p>	
<p>研究（卒論・修論）で扱う資料や研究方法について</p>	
<p>学芸員資格を取得したい理由</p>	
<p>将来、どのような学芸員になり、どんな博物館運営を目ざしたいと考えるか</p>	
<p>これまで見学し、良かったと感じた博物館とその理由</p>	

## 博物館実習に関する覚書

松江歴史館（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、甲乙間で下記のとおり覚書を締結する。

### 記

#### 1、実習条件等

- (1) 実習期間等は、別紙記載のとおりとする。
- (2) 万一、誓約書に違反する行為があった場合は、直ちに実習を中止することとする。
- (3) 通勤途中の事故、災害及び甲に過失のない実習中の事故、災害については、甲の責に帰さない。
- (4) 乙は実習生に対し、事前に第三者や本所に対して与える損害を補償する「賠償責任保険」、及び実習生の実習期間中の事故による損害を補償する「傷害保険」に加入させることとする。

#### 2、協議

本覚書に定めがない事項、又は本覚書に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定する。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名・押印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 島根県松江市殿町 279 番地  
松江歴史館  
館長 藤岡大拙

乙

別紙（博物館実習に関する覚書）

実習学生		
実習期間		平成 29 年 8 月 21 日～27 日（8 月 24 日は休日）
実習場所		松江歴史館（島根県松江市殿町 279 番地）
実習内容		研修及び補助業務
実習時間		午前 10 時～午後 5 時
実 習 条 件	実習手当	なし
	食事補助	なし
	通勤費補助	なし
	宿泊費補助	なし
	出庁・帰学旅費補助	なし
	医療施設利用	なし
	傷害保険等	
入 寮 条 件	寮への入居	なし
	寮費	なし
	寮での食費	なし
	寮での光熱費	なし
	寝具	なし
その他		なし

## 誓 約 書

平成 年 月 日

松江歴史館  
館長 藤岡大拙様

学校名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

今般、私が貴所において実習するにあたっては、下記の事項を厳守することを誓います。

### 記

1. 実習期間中は、本稿の指導要領及び指導を遵守し、貴所の指示に従う。
2. 実習に際しては、次の事項を遵守する。
  - ① 貴所の名誉を毀損するような言動は行わない。
  - ② 貴所の営む事業を阻害するような言動は行わない。
  - ③ 実習上知り得た貴所の機密に属するものは、一切漏洩しない。
3. 故意又は過失により、貴所に対し損害を及ぼした時には直ちに弁償する。
4. 通勤途中及び実習中の貴所の責に帰さない事故、災害については、貴所に迷惑をかけることなく自己の責任において処理する。
5. 実習に先立ち、第三者や貴所に対して与える損害を補償する「賠償責任保険」、実習期間中の事故による損害を補償する「傷害保険」等の保険に加入する。